



# 島根県報

平成22年 4 月 30 日 (金)

号外 第 104 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

解除予定保安林 (2 件)

(森 林 整 備 課) 2

---

**告 示**

---

**島根県告示第321号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
益田市匹見町紙祖口492-13
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**島根県告示第322号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 4 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
雲南市掛合町波多2192-23、飯石郡飯南町獅子507-3、508-7から508-9まで、509-5から509-7まで、513-16から513-18まで、513-22から513-27まで、514-5、514-6、516（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）